

株 主 各 位



「第60回定時株主総会招集ご通知および株主総会資料」の一部訂正について

2023年7月13日に当社ウェブサイトに掲載いたしました「第60回定時株主総会招集ご通知および株主総会資料」に一部誤りがございました。深くお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトへの掲載をもって、下記のとおり訂正させていただきます。

また、会計監査人である有限責任監査法人トーマツおよび監査役会の監査報告につきましても、改めて提出を受けており、本ウェブサイトに掲載しております。

なお、有限責任監査法人トーマツからは無限定適正意見を取得し、監査役会からも相当であるとの監査結果をいただいております。

※訂正箇所は下線を付して表示しております。

記

<訂正箇所①>

30 ページ I 企業集団の現況に関する事項 2. 財産および損益の状況

(訂正前)

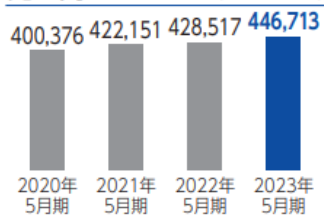
2. 財産および損益の状況

企業集団の営業成績および財産の状況の推移

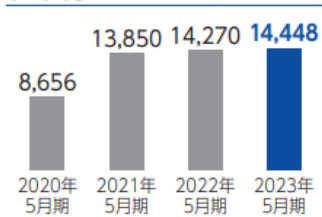
区 分		2020年5月期	2021年5月期	2022年5月期	2023年5月期
		2019年5月21日から 2020年5月20日まで	2020年5月21日から 2021年5月20日まで	2021年5月21日から 2022年5月20日まで	(当連結会計年度) 2022年5月21日から 2023年5月20日まで
売上高	(百万円)	400,376	422,151	428,517	446,713
経常利益	(百万円)	8,656	13,850	14,270	14,448
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	5,652	7,758	9,206	9,787
1株当たり当期純利益	(円)	55.39	75.83	90.83	100.43
総資産	(百万円)	174,146	190,107	188,024	226,716
純資産	(百万円)	52,825	59,203	57,271	66,086
自己資本比率	(%)	30.1	30.9	30.2	28.3
1株当たり純資産	(円)	513.69	573.57	582.43	658.20

- (注) 1 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年5月期の期首から適用しており、2022年5月期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
- 2 当社は、2021年5月21日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、2020年5月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」および「1株当たり純資産」を算定しております。
- 3 2021年5月期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、2020年5月期に係る各数値においては、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

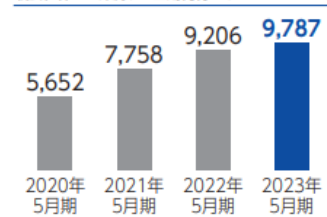
売上高 (単位:百万円)



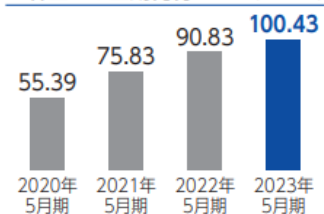
経常利益 (単位:百万円)



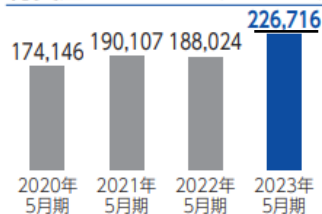
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)



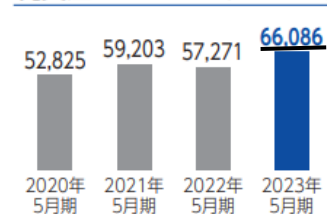
1株当たり当期純利益 (単位:円)



総資産 (単位:百万円)



純資産 (単位:百万円)



(訂正後)

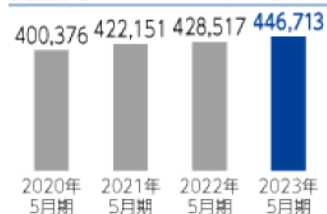
2. 財産および損益の状況

企業集団の営業成績および財産の状況の推移

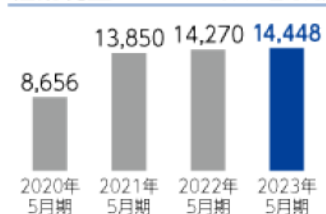
区 分		2020年5月期	2021年5月期	2022年5月期	2023年5月期
		2019年5月21日から 2020年5月20日まで	2020年5月21日から 2021年5月20日まで	2021年5月21日から 2022年5月20日まで	(当連結会計年度) 2022年5月21日から 2023年5月20日まで
売上高	(百万円)	400,376	422,151	428,517	446,713
経常利益	(百万円)	8,656	13,850	14,270	14,448
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	5,652	7,758	9,206	9,787
1株当たり当期純利益	(円)	55.39	75.83	90.83	100.43
総資産	(百万円)	174,146	190,107	188,024	227,506
純資産	(百万円)	52,825	59,203	57,271	66,876
自己資本比率	(%)	30.1	30.9	30.2	28.2
1株当たり純資産	(円)	513.69	573.57	582.43	658.20

- (注) 1 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年5月期の期首から適用しており、2022年5月期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
- 2 当社は、2021年5月21日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、2020年5月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」および「1株当たり純資産」を算定しております。
- 3 2021年5月期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、2020年5月期に係る各数値においては、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

売上高 (単位:百万円)



経常利益 (単位:百万円)



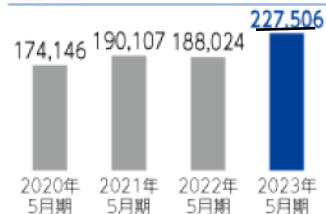
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)



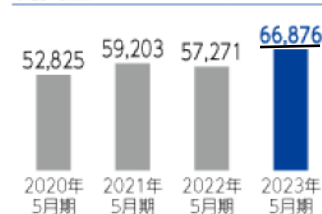
1株当たり当期純利益 (単位:円)



総資産 (単位:百万円)



純資産 (単位:百万円)



<訂正箇所②>

44 ページ 連結計算書類 連結貸借対照表

(訂正前)

連結貸借対照表

(2023年5月20日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	155,958
現金及び預金	66,223
受取手形、売掛金及び契約資産	51,954
商品及び製品	22,017
原材料及び貯蔵品	306
未成工事支出金	112
未収入金	12,623
その他	2,757
貸倒引当金	△36
固定資産	70,757
有形固定資産	27,862
建物及び構築物	5,382
機械装置及び運搬具	1,810
土地	247
リース資産	18,417
建設仮勘定	825
その他	1,178
無形固定資産	31,804
ソフトウェア	7,950
ソフトウェア仮勘定	11,037
のれん	4,742
顧客関連資産	8,064
その他	9
投資その他の資産	11,091
投資有価証券	159
長期前払費用	166
差入保証金	6,518
繰延税金資産	4,226
その他	860
貸倒引当金	△840
資産合計	226,716

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	120,499
支払手形及び買掛金	54,614
電子記録債務	33,683
短期借入金	380
1年内返済予定の長期借入金	10,127
リース債務	3,100
未払金	12,356
未払法人税等	2,677
未払消費税等	423
賞与引当金	373
その他	2,762
固定負債	40,130
長期借入金	10,337
リース債務	16,850
退職給付に係る負債	4,764
資産除去債務	3,190
その他	4,987
負債合計	160,630
(純資産の部)	
株主資本	64,124
資本金	21,189
資本剰余金	14,906
利益剰余金	28,120
自己株式	△92
その他の包括利益累計額	20
退職給付に係る調整累計額	20
新株予約権	0
非支配株主持分	1,939
純資産合計	66,086
負債純資産合計	226,716

(訂正後)
 連結貸借対照表 (2023年5月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	155,958
現金及び預金	66,223
受取手形、売掛金及び契約資産	51,954
商品及び製品	22,017
原材料及び貯蔵品	306
未成工事支出金	112
未収入金	12,623
その他	2,757
貸倒引当金	△36
固定資産	71,547
有形固定資産	27,862
建物及び構築物	5,382
機械装置及び運搬具	1,810
土地	247
リース資産	18,417
建設仮勘定	825
その他	1,178
無形固定資産	32,594
ソフトウェア	7,950
ソフトウェア仮勘定	11,037
のれん	5,533
顧客関連資産	8,064
その他	9
投資その他の資産	11,091
投資有価証券	159
長期前払費用	166
差入保証金	6,518
繰延税金資産	4,226
その他	860
貸倒引当金	△840
資産合計	227,506

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	120,499
支払手形及び買掛金	54,614
電子記録債務	33,683
短期借入金	380
1年内返済予定の長期借入金	10,127
リース債務	3,100
未払金	12,356
未払法人税等	2,677
未払消費税等	423
賞与引当金	373
その他	2,762
固定負債	40,130
長期借入金	10,337
リース債務	16,850
退職給付に係る負債	4,764
資産除去債務	3,190
繰延税金負債	2,750
その他	2,236
負債合計	160,630
(純資産の部)	
株主資本	64,124
資本金	21,189
資本剰余金	14,906
利益剰余金	28,120
自己株式	△92
その他の包括利益累計額	20
退職給付に係る調整累計額	20
新株予約権	0
非支配株主持分	2,729
純資産合計	66,876
負債純資産合計	227,506

<訂正箇所③>

61 ページ 連結株主資本等変動計算書

(訂正前)

連結株主資本等変動計算書 (2022年5月21日から2023年5月20日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2022年5月21日 期首残高	21,189	14,315	21,452	△118	56,838
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,118		△3,118
親会社株主に帰属する当期純利益			9,787		9,787
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		1		26	28
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		589			589
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	591	6,668	26	7,286
2023年5月20日 期末残高	21,189	14,906	28,120	△92	64,124

	その他の包括利益累計額		新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計 合 計
	退職給付に係る調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
2022年5月21日 期首残高	△82	△82	0	514	57,271
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△3,118
親会社株主に帰属する当期純利益					9,787
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					28
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					589
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	103	103	△0	1,425	1,528
連結会計年度中の変動額合計	103	103	△0	1,425	8,814
2023年5月20日 期末残高	20	20	0	1,939	66,086

(訂正後)

連結株主資本等変動計算書 (2022年5月21日から2023年5月20日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2022年5月21日 期首残高	21,189	14,315	21,452	△118	56,838
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,118		△3,118
親会社株主に帰属する当期純利益			9,787		9,787
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		1		26	28
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		589			589
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	591	6,668	26	7,286
2023年5月20日 期末残高	21,189	14,906	28,120	△92	64,124

	その他の包括利益累計額		新 予 約 株 権	非 支 持 配 分 株 主 持 分	純 資 産 計 合 計
	退職給付に係る調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
2022年5月21日 期首残高	△82	△82	0	514	57,271
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△3,118
親会社株主に帰属する当期純利益					9,787
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					28
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					589
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	103	103	△0	2,215	2,319
連結会計年度中の変動額合計	103	103	△0	2,215	9,605
2023年5月20日 期末残高	20	20	0	2,729	66,876

<訂正箇所④>

65 ページ 連結注記表 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
重要な会計方針

(訂正前)

6. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の発現する期間 (10年) にわたって、均等償却を行うこととしております。

(訂正後)

6. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の発現する期間 (10年~15年) にわたって、均等償却を行うこととしております。

<訂正箇所⑤>

66 ページ 連結注記表 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
会計上の見積りに関する注記

(訂正前)

会計上の見積りに関する注記

(のれんおよび顧客関連資産の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表において、2023年2月に実施した株式会社 AP67 の株式取得に伴う企業結合取引により、のれん 3,614 百万円、顧客関連資産 7,998 百万円を計上しております。

(省略)

(訂正後)

会計上の見積りに関する注記

(のれんおよび顧客関連資産の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表において、2023年2月に実施した株式会社 AP67 の株式取得に伴う企業結合取引により、のれん 4,405 百万円、顧客関連資産 7,998 百万円を計上しております。

(省略)

<訂正箇所⑥>

83～84 ページ 連結注記表 税効果会計に関する注記

(訂正前)

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
商品評価損	86百万円
未払事業税	218
未払事業所税	66
貸倒引当金	250
契約負債	155
未払賞与	307
退職給付に係る負債	1,525
減損損失	421
投資有価証券評価損	596
子会社繰越欠損金(注) 3	421
資産除去債務	994
長期未払費用	543
その他	1,127
繰延税金資産小計	6,715
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 3	△326
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,825
評価性引当額小計(注) 2	△2,151
繰延税金資産合計	4,564
繰延税金負債	
資産除去債務	337
無形固定資産	2,750
繰延税金負債合計	3,088
繰延税金資産の純額	1,475

(注) 1 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

(単位：百万円)

固定資産—繰延税金資産	4,226
固定負債—その他(繰延税金負債)	2,750

2 前連結会計年度と比較して、評価性引当額が394百万円増加しております。この増加の主な内容は、当連結会計年度に株式会社AP67を連結子会社化したことによるものであります。

3 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	50	—	25	—	143	201	421
評価性引当額	△50	—	△15	—	△58	△201	△326
繰延税金資産	0	—	10	—	84	—	(b) 94

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金421百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産94百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分について評価性引当額を認識しておりません。

(省略)

(訂正後)

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
商品評価損	86百万円
未払事業税	218
未払事業所税	66
貸倒引当金	250
契約負債	155
未払賞与	307
退職給付に係る負債	1,525
減損損失	421
投資有価証券評価損	596
子会社繰越欠損金(注)2	421
資産除去債務	994
長期未払費用	543
その他	1,127
繰延税金資産小計	6,715
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△326
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,825
評価性引当額小計(注)1	△2,151
繰延税金資産合計	4,564
繰延税金負債	
資産除去債務	337
無形固定資産	2,750
繰延税金負債合計	3,088
繰延税金資産の純額	1,475

(注) 1 前連結会計年度と比較して、評価性引当額が394百万円増加しております。この増加の主な内容は、当連結会計年度に株式会社AP67を連結子会社化したことによるものであります。

2 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	50	－	25	－	143	201	421
評価性引当額	△50	－	△15	－	△58	△201	△326
繰延税金資産	0	－	10	－	84	－	(b) 94

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金421百万円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産94百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分について評価性引当額を認識しておりません。

(省略)

<訂正箇所⑦>

86 ページ 連結注記表 企業結合に関する注記

(訂正前)

企業結合に関する注記

(中略)

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

① 発生したのれん金額

3,614百万円

② 発生原因

取得原価が取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を上回ったためです。なお、受け入れた資産および引き受けた負債のうち識別可能な資産および負債の企業結合日時点の時価を基礎として取得原価を配分しており、社外の専門家を利用し、顧客関連資産を識別したうえで取得原価の配分を行い、残額をのれんとして識別しております。

③ 償却方法および償却期間

10年間にわたる均等償却

(省略)

(訂正後)

企業結合に関する注記

(中略)

(5) 発生したのれん金額、発生原因、償却方法および償却期間

① 発生したのれん金額

4,405百万円

② 発生原因

取得原価が取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を上回ったためです。なお、受け入れた資産および引き受けた負債のうち識別可能な資産および負債の企業結合日時点の時価を基礎として取得原価を配分しており、社外の専門家を利用し、顧客関連資産を識別したうえで取得原価の配分を行い、残額をのれんとして識別しております。

③ 償却方法および償却期間

15年間にわたる均等償却

(省略)

独立監査人の監査報告書

2023年7月31日

アスクル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 弘幸
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 服部 理

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アスクル株式会社の2022年5月21日から2023年5月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アスクル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年7月31日

アスクル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 弘 幸
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 服 部 理

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アスクル株式会社の2022年5月21日から2023年5月20日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2022年5月21日から2023年5月20日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 当監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月1日

アスクル株式会社 監査役会

監査役（常勤） 今村俊郎 ㊟

監査役 浅枝芳隆 ㊟

監査役 中川深雪 ㊟

(注) 監査役浅枝芳隆、中川深雪は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上